

(特定非営利活動法人まごころサービスあい愛) 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まごころサービスあい愛という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 京都府船井郡京丹波町角下大田43番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした 愛ある介護サービスを提供する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業
- ②高齢者のための、通所介護事業
- ③高齢者のための、移送サービス事業
- ④高齢者のための、配食サービス事業
- ⑤高齢者のための、よろずごと相談事業
- ⑥高齢者のための、ふれあいサロン事業
- ⑦高齢者のための、見守り付き住宅事業
- ⑧介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業

(2) その他の事業

- ① バザー、その他物品販売の事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員（この法人の目的に賛同して入会し法人の活動を推進する個人）
- (2) 活動会員（この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人）
- (3) 賛助会員（この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体）

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、入会申込者が本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及びその他の会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及びその他の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及びその他の会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 5人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場

合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で決定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに記載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	越川 壽枝
副会長	北原 章裕
理事	越川 貞雄
同	野間 貞子
同	森 歌子
同	河瀬 千代子
同	徳岡 哲夫
同	澤田 貴史
監事	小畑 英治
同	前林 二郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年5月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 2000円 年会費 8000 円
- (2) 活動会員 入会金 2000円 年会費 3000 円
- (3) 賛助会員 入会金 2000円 年会費 3000 円

賛助金 1口1000 円

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

令和 8年度 事業計画

特定非営利活動法人
まごころサービスあい愛

1 事業実施の方針

令和8年度の各事業の方針は介護保険事業で新たな加算の取得を行い、収入の増加を目指します。移送サービス事業と配食サービス事業は利用者が減っても地域の人々が健やかに暮らせる地域を守るために継続していけるよう務めます。

高齢者ふれあい事業「ゆうゆうの家」は直接をする予定はないですが京丹波町の空き家バンク等に登録し、地域の人々がふれあいの場として活用しやすいようにします。

見守り付き高齢者住宅事業は引き続き満室状態を維持できるよう運営していきます。まちづくりの推進を図る活動は「わちふるさと祭り」や「金曜宵の市」をはじめ地域のイベントに積極的に参加協力していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係わる事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の数	受益対象者の範囲及び人数(回数)	支出額(千円)
在宅福祉事業	訪問介護事業	毎日	京丹波町 (合併前の和知区域より10キロ未満の丹波区域と瑞穂区域)	20 人	高齢者等(利用会員80人)	45,350
	地域密着型通所介護事業					
	移送サービス事業					
	配食サービス事業					
	高齢者ふれあい事業					
	見守り付き 高齢者住宅事業					

(2)その他の事業

船井郡衛生管理組合 物品販売業務	船井郡衛生管理組合 物品販売業務	月曜～金曜日 10時～17時	京丹波町角 京丹波町本庄	1 人	地域の住民、高齢者等 (利用会員80人)	70
---------------------	---------------------	-------------------	-----------------	-----	-------------------------	----

(3)まちづくりの推進を図る活動

わちふるさと祭り	8月23日	関係者 有志	京丹波町の住民	0
金曜宵の市	4月～8月、9月～11月の金曜日	6 人	京丹波町の住民	0

令和8年度 まごころサービスあい愛 活動予算

収入の部

科目	令和7年度決算額	令和8年度予算
入会金収入	7,000	20,000
正会員入会金	0	0
活動会員入会金	2,000	10,000
利用会員入会金	5,000	10,000
会費収入	212,000	204,000
正会員会費収入	88,000	80,000
活動会員会費収入	54,000	54,000
利用会員会費収入	70,000	70,000
補助金・助成金収入	731,565	1,130,000
地方公共団体補助金(助成金)	731,565	1,130,000
寄付金収入	140,000	200,000
	140,000	200,000
雑収入	45,243	50,000
受取利息、配当金、他	45,243	50,000
事業収入	54,438,443	58,396,000
訪問介護事業収入	16,853,119	19,000,000
訪問介護報酬	14,641,807	16,600,000
訪問介護利用者負担金	1,659,122	1,850,000
総合事業訪問介護報酬	240,741	250,000
総合事業訪問介護利用者負担金	26,749	30,000
その他の訪問サービス	12,300	10,000
付き添いサービス	272,400	260,000
通所介護事業収入	24,122,140	26,800,000
通所介護報酬	17,723,950	19,500,000
通所介護利用者負担金	3,384,715	4,000,000
総合事業通所介護報酬	1,649,772	1,800,000
総合事業通所介護利用者負担金	423,003	500,000
ゆうゆうデイサービス収入	707,400	750,000
ゆうゆうデイサービス利用者負担金	217,800	230,000
その他の通所サービス	15,500	20,000
移送サービス事業収入	912,470	900,000
外出支援サービス事業収入	548,170	550,000
外出支援サービス利用者負担金	364,300	350,000
その他の移送サービス	0	0
配食サービス事業収入	3,194,750	2,600,000
配食サービス事業収入	3,152,750	2,550,000
バザー、その他事業収入	42,000	50,000
高齢者ふれあい事業収入	6,510	0
サービス利用料収入	6,400	0
物品販売	110	0
その他	0	0
見守り付き高齢者住宅事業収入	9,263,500	9,000,000
家賃収入	6,659,500	6,500,000
その他のサービス利用収入	2,604,000	2,500,000
その他の事業収入	85,954	96,000
収入合計	55,574,251	60,000,000

支出の部

科目		令和7年度決算額	令和8年度予算
事業		44,635,888	45,350,000
人件費		27,644,338	29,690,000
	訪問介護給料手当	9,764,115	9,900,000
	通所介護給料手当	13,414,246	14,400,000
	移送事業給料手当	5,200	20,000
	配食事業給料手当	3,934,095	4,000,000
	賞与手当	0	800,000
	退職給付費用	0	20,000
	法定福利費	394,556	400,000
	福利厚生費	132,126	150,000
経費		16,991,550	15,660,000
	旅費交通費	214,260	200,000
	車両費	2,116,964	1,600,000
	通信運搬費	445,902	350,000
	消耗品費	1,017,192	1,070,000
	什器備品費	90,640	200,000
	修繕費	117,656	200,000
	光熱水料費	2,101,774	2,000,000
	地代家賃	1,056,000	1,056,000
	賃借料	1,032,020	1,200,000
	減価償却費	3,403,388	2,300,000
	保険料	868,680	900,000
	租税公課	164,100	50,000
	業務委託費	298,299	300,000
	研修費	0	150,000
	支払負担金	110,285	130,000
	給食費	3,834,110	3,800,000
	教養娯楽費	22,230	50,000
	雑費	98,050	104,000
管理		14,891,273	14,650,000
人件費		12,456,729	12,020,000
	役員報酬	970,000	0
	給料手当	7,101,860	7,200,000
	賞与手当	0	200,000
	退職給付費用	0	0
	法定福利費	4,376,900	4,600,000
	福利厚生費	7,969	20,000
経費		2,434,544	2,630,000
	会議費	73,094	80,000
	交際費	0	50,000
	旅費交通費	0	10,000
	通信運搬費	29,284	40,000
	消耗品費	97,375	100,000
	什器備品費	0	0
	修繕費	0	0
	光熱水料費	203,582	220,000
	地代家賃	144,000	144,000
	賃借料	240,240	250,000
	租税公課	147,000	140,000
	諸手数料	206,798	200,000
	支払利息	554,643	570,000
	業務委託費	476,684	480,000
	研修費	0	10,000
	支払負担金	48,000	46,000
	広告費	167,044	200,000
	雑費	46,800	90,000
支出合計		¥59,527,161	¥60,000,000

令和9年度 事業計画

特定非営利活動法人
まごころサービスあい愛

1 事業実施の方針

令和9年度の在宅福祉事業の方針は、ますます地域の人口も減っていきませんが、地域の人々が健やかに暮らせる地域を守るために、AI等を活用してサービスの効率化や人手不足を補っていきたいと考えています。

まちづくりの推進を図る活動は「わちふるさと祭り」や「金曜宵の市」をはじめ地域のイベントに積極的に参加協力していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係わる事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の数	受益対象者の範囲及び人数(回数)	支出額(千円)
在宅福祉事業	訪問介護事業	毎日	京丹波町 (合併前の和知区域より10キロ未満の丹波区域と瑞穂区域)	20 人	高齢者等(利用会員80人)	58,196
	地域密着型通所介護事業					
	移送サービス事業					
	配食サービス事業					
	高齢者ふれあい事業					
	見守り付き 高齢者住宅事業					

(2)その他の事業

船井郡衛生管理組合 物品販売業務	船井郡衛生管理組合 物品販売業務	月曜～金曜日 10時～17時	京丹波町角 京丹波町本庄	1 人	地域の住民、高齢者等 (利用会員80人)	60
---------------------	---------------------	-------------------	-----------------	-----	-------------------------	----

(3)まちづくりの推進を図る活動

わちふるさと祭り	未定	関係者 有志	京丹波町の住民	0
金曜宵の市	未定	6 人	京丹波町の住民	0

令和9年度 まごころサービスあい愛 活動予算

収入の部

科目		令和9年度予算
入会金収入		20,000
	正会員入会金	0
	活動会員入会金	10,000
	利用会員入会金	10,000
会費収入		194,000
	正会員会費収入	80,000
	活動会員会費収入	54,000
	利用会員会費収入	60,000
補助金・助成金収入		1,340,000
	地方公共団体補助金(助成金)	1,340,000
寄付金収入		200,000
		200,000
雑収入		50,000
	受取利息、配当金、他	50,000
事業収入		58,196,000
	訪問介護事業収入	19,500,000
	訪問介護報酬	17,000,000
	訪問介護利用者負担金	1,950,000
	総合事業訪問介護報酬	250,000
	総合事業訪問介護利用者負担金	20,000
	その他の訪問サービス	30,000
	付き添いサービス	250,000
	通所介護事業収入	26,000,000
	通所介護報酬	19,000,000
	通所介護利用者負担金	3,900,000
	総合事業通所介護報酬	1,700,000
	総合事業通所介護利用者負担金	450,000
	ゆうゆうデイサービス収入	700,000
	ゆうゆうデイサービス利用者負担金	230,000
	その他の通所サービス	20,000
	移送サービス事業収入	800,000
	外出支援サービス事業収入	500,000
	外出支援サービス利用者負担金	300,000
	その他の移送サービス	0
	配食サービス事業収入	2,500,000
	配食サービス事業収入	2,450,000
	バザー、その他事業収入	50,000
	見守り付き高齢者住宅事業収入	9,300,000
	家賃収入	6,500,000
	その他のサービス利用収入	2,800,000
	その他の事業収入	96,000
収入合計		60,000,000

支出の部

科目		令和9年度予算
事業		45,220,000
人件費		29,700,000
	訪問介護給料手当	10,000,000
	通所介護給料手当	14,500,000
	移送事業給料手当	0
	配食事業給料手当	4,100,000
	賞与手当	500,000
	退職給付費用	20,000
	法定福利費	420,000
	福利厚生費	160,000
経費		15,520,000
	旅費交通費	200,000
	車両費	2,000,000
	通信運搬費	300,000
	消耗品費	1,070,000
	什器備品費	200,000
	修繕費	200,000
	光熱水料費	1,800,000
	地代家賃	1,056,000
	賃借料	1,200,000
	減価償却費	2,000,000
	保険料	900,000
	租税公課	50,000
	業務委託費	300,000
	研修費	140,000
	支払負担金	130,000
	給食費	3,820,000
	教養娯楽費	50,000
	雑費	104,000
管理		14,780,000
人件費		12,220,000
	役員報酬	0
	給料手当	7,300,000
	賞与手当	100,000
	退職給付費用	0
	法定福利費	4,800,000
	福利厚生費	20,000
経費		2,560,000
	会議費	80,000
	交際費	50,000
	旅費交通費	10,000
	通信運搬費	40,000
	消耗品費	100,000
	什器備品費	0
	修繕費	0
	光熱水料費	220,000
	地代家賃	144,000
	賃借料	250,000
	租税公課	140,000
	諸手数料	200,000
	支払利息	500,000
	業務委託費	480,000
	研修費	10,000
	支払負担金	46,000
	広告費	200,000
	雑費	90,000
支出合計		¥60,000,000